

岐阜地方最低賃金審議会

第2回岐阜県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和8年8月3日 13:30 ～ 17:07		
出席状況	公益 3 / 3	労働者側 3 / 3	使用者側 3 / 3
○ 主な審議事項 1. 岐阜県最低賃金の改正決定について 事務局から資料説明の後、中央最低賃金審議会会長代行からのビデオメッセージを視聴した。 労働者側、使用者側からそれぞれ資料が提出されたので、説明を受けた。 公労、公使の二者協議を断続的に行った。 2. その他 なし			
○ 主な意見の要旨 ●労働者側委員 連合リビングウェイジによる岐阜県の最低額が1,140円となっていることから、現行額から75円引き上げ、時間額1,140円とすることを求める。 ●使用者側委員 令和8年度賃金改定状況調査の第4表③「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和7年6月と令和8年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）」で示された賃金上昇率がBランクは3.7%であったことから、39円引き上げ、1,104円とすることを求める。			